

ガスに関する主要な供給条件の説明書

お客さまが白子町ガス事業所（以下「本町」といいます。）にガス使用の申し込みをしていただくにあたり、本町がガス事業法に基づき説明し、お客さまに理解いただきたい主要な供給条件は以下のとおりです。

なお、ガスの供給及び使用に関する契約（以下「ガス使用契約」といいます。）の詳細は、ガス小売供給約款に定めています。ガス小売供給約款は、事業所の窓口のほか、本町ホームページ（<http://www.town.shirako.lg.jp/>）でも確認いただけます。

1. ガス使用の申し込み及びガス使用契約の成立

- ・本町によるガス使用契約を希望される方は、あらかじめガス小売供給約款を承諾のうえ、本町にガス使用の申し込みをしていただきます。
- ・申し込みの受付場所は、本町の事業所といたします。
- ・ガス使用契約は、お客さまからの申し込みを受け、本町が承諾したときに成立します。

2. 使用開始予定日

使用開始予定日は、原則として以下のとおりとなります。なお、使用開始予定日は、決定次第、お知らせいたします。

＜引越し（転入）の場合＞

お客さまが希望した日を基準として、協議することといたします。

（使用開始予定日が具体的に決定している場合は記入）

年 月 日

3. お客さまからの申し出によるガス使用契約の変更及び解約

- ・ご契約内容の変更及び引越し（転出）等に伴う解約については、本町の事業所まで連絡ください。

4. 本町からの契約の変更及び解約

- ・本町は、ガス小売供給約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後のガス小売供給約款によるものとします。その場合には、あらかじめ事業所のほか、本町ホームページにおいて掲示いたします。なお、お客さまは、変更を承諾いただけない場合は契約を解約することができます。
- ・ガスの供給を停止されたお客さまが、本町の指定した期日までにその理由となった事実を解消しない場合には、ガス使用契約を解約することがあります。

5. ガスの使用量の計量やガス料金の計算方法など

- ・あらかじめ定めた日に毎月1度検針を行い、ガス料金は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより算定した使用量に基づくものとし、基本料金、従量料金の合計といたします。
- ・ご契約いただくガス料金メニュー等は、以下のとおりです。（政府のガス料金負担軽減支援期間中は、基準単位料金から政府支援単価を値引きします。）

＜お客さまに適用するガスの料金表＞

1ヶ月のガスご使用量	基本料金(月)	基準単位料金(1 m ³ あたり)	政府支援単価(1 m ³ あたり)
0 m ³ から 25 m ³ まで	784.00 円	106.0950 円／m ³	円／m ³
26 m ³ をこえ 250 m ³ まで	767.80 円	105.3250 円／m ³	
251 m ³ をこえる場合	885.50 円	104.8542 円／m ³	

- ・上記の料金は早収料金（すべて税込）です。支払義務発生日（検針日等）から 20 日経過後にお支払いいただく場合には、遅収料金（早収料金の 3%が翌々月に割増）となります。
- ・ガス料金は、口座振替又は払込みの方法により、支払義務発生日の翌日から起算して 50 日目（支払期限）までにお支払いいただきます。支払期限を経過してもガス料金のお支払いがない場合、ガスの供給を停止させていただきますことがあります。
- ・本町はお客さまの使用量などのお知らせを、毎月検針時にお知らせいたします。

6. ガス料金のお支払い方法

- ・ガス料金は、口座振替又は払込みいずれかの方法により、毎月お支払いいただきます。

7. 供給ガスの熱量、圧力及び燃焼性

- ・本町は、次に規定する熱量、圧力及び燃焼性のガスを供給いたします。
- ・供給ガスは、燃焼性によって類別されていますが、本町の類別は 12A ですので、消費機器は 12A と表示されている消費機器が適合いたします。

熱量		ガス栓の出口における圧力		燃焼性 (ガスグループ)
標準 38.51166MJ/m ³ N	最低 37.7MJ/m ³ N	最高 2.5KPa	最低 1.0KPa	12A

8. ガス工事

- ・ガス工事が必要な場合は、別途定める契約条件に基づき申し込みをしていただきます。
- ・ガス工事に伴う費用は、上記に基づき、お客さまにご負担いただきます。

9. お客さまの責任及び協力をお願い

- ・ガス使用にあたり、保安等の観点から承諾いただきたい主な事項は以下のとおりです。

- ① 必要な業務のために、お客さまの供給施設又は消費機器の設置の場所へ立入ること。
- ② ガスの供給及び保安上の必要がある場合に、お客さまのガスの使用を中止又は制限すること。
- ③ ガス使用契約が解約された後も、ガスメーター等の供給施設を引き続き置かせていただくこと。
- ④ お客さまがガス漏れを感知したときには、直ちにメーターガス栓及びその他のガス栓を閉止して、本町に通知していただくこと。
- ⑤ 内管及びガス栓等、お客さまの資産となる供給施設について、お客さまの責任において管理していただくこと。
- ⑥ ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、本町がお知らせした事項等を遵守してガスを適正かつ安全に使用していただくこと。

説明後、お客さま確認欄	説明後、説明者記入欄		
	契約年月日	年	月 日
	供給地点特定番号		

ガス小売事業者
(名称・小売登録番号) 白子町ガス事業所 ・ D0049 (住所) 千葉県長生郡白子町五井 419-1 (電話番号) 0475-33-3530 (メールアドレス) gas@town.shirako.lg.jp (受付時間) 平日 午前 8 時 30 分から午後 5 時